

中野区交通政策推進協議会運賃協議部会要領（案）

（設置）

第 1 条 中野区交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、中野区交通政策推進協議会運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議する。

（所掌事項）

第 3 条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 運賃等の種類、額及び適用方法に関すること。
- (2) 運賃等を適用する路線又は営業区域に関すること。
- (3) 運賃等を適用する期間又は区間その他の条件を付す場合における条件に関すること。

（委員）

第 4 条 部会委員は、協議会委員のうちから会長が指名する。

2 部会委員の任期は、協議会の任期を準用する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会長）

第 5 条 部会長は部会員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに任命された後の最初の部会については、協議会会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長が決するところによる。

4 やむを得ない理由のため部会に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市基盤部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、2025年7月28日から施行する。